

第3次多治見市人権施策推進指針

はじめに

令和元年度に策定した「第2次多治見市人権施策推進指針」に基づき、人権教育・啓発に関する様々な取り組みを推進してまいりました。

また、「第8次総合計画」において、多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくりを目指して、あらゆる人権の尊重と理解の推進にも取り組んでいます。

しかしながら、今なお誤った知識や偏見に基づく差別とともに、いじめや虐待、配偶者等に対する暴力など、多種多様な人権侵害が存在しています。特に、インターネットを利用した誹謗中傷、性的マイノリティの方への差別や偏見に関する人権問題は大きな社会問題となっています。

こうした社会情勢や、市民意識調査の結果を踏まえ、この度「第3次多治見市人権施策推進指針」を策定いたしました。

今後は、あらゆる施策を、本指針に基づき推進してまいります。皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本指針の策定にあたっては、人権施策推進指針策定委員会、「人権に関する市民意識調査」にご協力いただきました皆さま、関係団体の皆さまに深く感謝申し上げます。



令和7年3月

多治見市長 高 木 貴 行

人権擁護モデル都市宣言

われわれは、憲法によって、生命、自由及び幸福追求についての基本的人権が保障され、侵すことのできない永久の権利として与えられております。

しかしながら、現代社会が生み出した物質文明の急激な進展により、社会の仕組みや、家庭生活が大きく変化し、その結果、交通禍、公害、老人疎外等の複雑な人権侵害が今なお発生している現状であります。

こうした社会情勢のなかにあって法務省及び全国人権擁護委員連合会では、人権思想の啓発運動の一環として昭和48年度から新たに5か年計画で全国的に「人権モデル地区」の設定を進めており、今年度多治見市がその一つに指定されました。

われわれは、これを機会に市内各機関に対し、人権擁護思想の普及徹底に一層の努力を期待するとともに、われわれ自らが人権尊重の意義を深く理解し、平和な明るい多治見市を実現するため、ここに「人権擁護モデル都市」を宣言する。

昭和51年7月23日

多治見市

多治見市人権施策推進指針目次

第1章 人権施策推進指針改定にあたって

1 指針改定の趣旨	6
2 基本理念	6
3 指針の位置づけ	7
4 指針の推進期間	7
5 指針体系図	8

第2章 人権施策の推進

I 基本的施策

1 人権教育	9
2 人権啓発	11
3 相談・支援の充実	13
4 多様な主体との連携	14

II 人権施策の分野

女性	15
子ども	18
高齢者	21
障がい者	24
部落差別(同和問題)	27
外国人	30
感染症患者	32
刑を終えて出所した人	34
犯罪被害者等	36
インターネットによる人権侵害	38
性的マイノリティ	40
災害に伴う人権問題	42
働く人	44
アイヌの人々	46
人身取引	48
北朝鮮当局による拉致問題	49
ホームレス	50
様々な人権問題	52

資料

人権関係年表	54
世界人権宣言	63
日本国憲法(抄)	67
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	70
関連法規等(抜粋)	71
相談機関一覧	100
人権施策推進指針策定委員会委員名簿	102